

交通手段のない方に限り、



投票所へ送迎します

※ 対象者・送迎の方法・申込み方法について

対象者	①自立歩行が困難若しくは車いす・ストレッチャーを利用されている方 ②同一世帯の方(同居含む)の送迎が不可能である方 ③どの候補者に投票するか 意思表示 が出来る方
送迎	日付:1月30日(金)、2月2日(月)、2月6日(金)、 時間:9:00~16:00 送迎:期日前投票所へ(村社会福祉協議会が送迎)
申込方法	希望される方は、役場選挙管理委員会(49-2331)に連絡してください。

※ 送迎日時、時間等の調整について

送迎の申し込みを受けた後、村選挙管理委員会、村社会福祉協議会で時間等を調整し、申込者に時間等を連絡します。

※ 事故が発生した場合の対応について

送迎は慎重を期して行いますが、万一不測の事故が発生した場合は、村社会福祉協議会が加入する保険の範囲内で対応させていただくことをご了承ください。

【お問合せ先】

北山村選挙管理委員会
(役場総務課内)

TEL: 49-2331

FAX: 49:2207